

注意事項

交通安全旗の設置について（お願い）

交通安全旗・竹ざお・鉄くいの申し込みにあたり，設置される町内会におかれましては，下記の事項に注意のうえ，旗等の管理をしていただきますようお願い申し上げます。

記

- ① 旗の設置にあたっては，道路用地を避け，民有地に設置するようお願いいたします。その場合，土地の所有者と事前に協議してから設置してください。
- ② 旗が車両や歩行者の通行や視界（特に公安委員会の規制標識）の妨げにならないように注意して設置してください。
- ③ 旗の設置は，春先の雪解けの状態にもよりますが，出来れば4月の新入学・新学期の時期に合わせて設置してください。
- ④ 旗の撤去に関しては，冬期間の積雪や除雪作業による損傷を防ぐ意味から可能なら実施をお願いします。
- ⑤ 風水害などにより旗・竹ざおが破損した場合や汚損した場合には，撤去してください。

□ 連絡先：北見市交通安全市民運動推進委員会

〒090-0018 北見市青葉町5番16号 北見交通安全研修センター

電話：25-3588 FAX：57-5162